

件名	松前町生活相談員に関する規則を廃止する規則
主管課	福祉課
関係課	—
廃止対象	松前町生活相談員に関する規則（昭和 55 年松前町規則第 12 号）
根拠法令等	
廃止理由	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により、松前町生活相談員の身分が、非常勤特別職の職員から新設された会計年度任用職員へ移行することに伴い、今後の松前町生活相談員の任用について協議を行った結果、任用を行わないこととしたことによる規則の廃止。
主な内容	規則の廃止
施行日	令和 2 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	